

糸学教発第 1089 号
令和 3 年 9 月 30 日

糸満市立小中学校長 殿

糸満市教育委員会
教育長 幸地政行
(公印省略)

市内学校における緊急事態宣言下解除後の教育活動について（通知）

時下、貴殿におかれましては、益々ご健勝のことお喜び申し上げます。

国の緊急事態宣言は 9 月 30 日をもって解除されることになりましたが、感染者数の減少を維持し、再拡大を防ぐため、県独自措置（感染拡大抑止期間）に移行することとなりました。各学校においては、引き続き、万全の感染防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

ついでには、本県の独自措置期間中における学校の教育活動等を下記のとおりとします。職員、児童生徒、保護者へ周知の上、対応をお願いします。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は別途通知いたします。

【県独自措置の期間】

令和 3 年 10 月 1 日（金）～10 月 31 日（日）

【教職員・児童生徒・保護者等との共通実践事項】

1. 「緊急事態宣言」解除後の学校の対応について（市ガイドライン参照）
 - (1) 学習保障の観点から、感染症対策の徹底を行い、教育活動の継続に取り組む。
 - (2) 健康観察の徹底、マスク着用・手指消毒・換気等の徹底に取り組む。
 - (3) 風邪症状や発熱、体調不良等の場合は、登校自粛を行い自宅で静養に努める。また、同居家族が「PCR 検査等を受けることになったとき」は、速やかに、学校に連絡し、PCR 検査の結果が出るまで登校を控えるよう依頼する。
 - (4) 学校行事（運動会や体育祭・修学旅行等）は、地域の感染状況等を踏まえ、感染症対策の確実な実施や保護者の理解・協力を前提に、実施に向けて検討すること。また、実施に当たっては、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること。
 - (5) 感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い教育活動は制限または自粛すること。
 - (6) 学校閉鎖や学級閉鎖等に関しては、教育委員会と相談の上、対応を協議する。
2. 部活動の対応について
部活動は、地域の感染状況等を踏まえ、平日 90 分以内（早朝練習なし）、土日祝日は 2 時間以内で活動することを可とする。
詳細は令和 3 年 9 月 30 日付け糸学教第 1087 号通知を遵守すること。
3. いじめ・誹謗中傷の防止について
 - (1) 感染者や濃厚接触者等に対する、不当な差別や偏見、いじめ、SNS 等での心ない書き込みなどは、決して許される行為でないことへの指導の徹底に取り組む。
 - (2) 上記の言動が、人権侵害等につながることはないよう、学級活動や学年集会等を活用し指導の徹底に取り組む。

本件担当 糸満市教育委員会学校教育課
TEL098-840-8165 FAX098-840-8161

糸教学第1087号
令和3年9月30日

糸満市立中学校長 殿

糸満市教育委員会
教育長 幸地 政行
(公印省略)

感染拡大抑止期間「10月1日～10月31日」における部活動について（通知）

平素より学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。長期間にわたる緊急事態宣言が解除され、10月1日（金）から10月31日（日）まで「経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間」として、沖縄県対処方針が変更されております。つきましては、同期間中の市内中学校の部活動については、下記のとおりとします。なお、今後、下記の内容に変更がある際は、別途通知することを申し添えます。

記

- 10月1日（金）から10月31日（日）までの部活動については、地域の感染状況を踏まえ、各競技団体等のガイドラインに則り、下記の点に留意し行うことができる。
※練習や大会参加にあたり、学校長は下記の点を事前に御指導ください。
 - ・体調不良の生徒は、練習や大会参加を控えること。
 - ・ワクチン接種については、強制や同調圧力とならないよう十分に配慮すること。
 - 長期間にわたる活動制限のため、生徒の体力低下等が懸念されるため、熱中症及び怪我、事故防止の観点から、回復期間を設けて活動を行うなど、安全管理の徹底を図ること。
 - 平日90分以内（早朝練習なし）、土日祝日は2時間以内の練習とする。（準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない）
 - 練習試合や合同練習も上記3を遵守し行うことができる。但し、移動時の感染症対策も充分講ずること。
 - 土日祝日は、昼食を挟むことのないように時間を設定すること。
 - 県内外での合宿・遠征は行わないこと。
 - 県内、県外大会参加については、各団体と十分に連携し、学校において慎重に検討すること。
※上記期間中に県外大会へ参加する際は、PCR検査等を受検すること。
 - 大会参加についての確認事項
 - (1) 陽性または濃厚接触者となった選手・職員については、保健所が指定する解除日まで、大会参加はできない。
 - (2) 出席停止、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖に該当する者で、濃厚接触者が特定されるまでの期間は大会参加できない。ただし、濃厚接触者の特定が終了し、濃厚接触者とされなかった者は大会参加できる。しかし、その生徒は学級閉鎖等が解除されない限り、校内での部活動は参加できない。
- ※ 屋内かつ接触を伴う競技については、より厳格な感染症対策を講ずること。
※ 合同チームによる部活動も上記のとおりとする。

【本件担当】
糸満市教育委員会 学校教育課
TEL 840-8165 FAX 840-8161